

普及項目	養殖
漁業種類等	魚類養殖
対象魚類	魚類
対象海域	八代海、天草海

水産用医薬品巡回指導

天草広域本部水産課・宮崎孝弘

【背景・目的・目標（指標）】

水産用医薬品の使用について、薬事関係法令により 未承認医薬品の使用禁止、対象魚種や用法用量、使用禁止期間及び休薬期間 等の使用基準が設けられている。

養殖現場において、水産用医薬品がこれらの基準に従い適正に使用され、記録されているか確認するとともに、そうでない場合は適正に使用するよう指導し、養殖水産物に対する安全・安心の確保、本県水産養殖業の維持・発展を目的とした。

令和4年度（2022年度）は、5業者を巡回することを目標とした。

【普及の内容・特徴】

（1）巡回指導の日時、場所、対象者数は下記のとおり。

令和4年12月9日、天草漁協深海支所、宮野河内管内（2名）

令和5年1月31日、天草漁協牛深総合支所管内（1名）

令和5年3月1日、嵐口漁協管内（1名）

令和5年3月8日、天草漁協御所浦町支所管内（1名）

（2）共同実施者 天草家畜保健衛生所 村上 衛生課長

（3）指導の方法

5地区の5業者に対して、養殖水産動物の種類、尾数、種苗の導入先、生簀の数、発生した魚病や水産用医薬品使用状況などを確認し、使用した場合の使用簿への記入等について確認・指導した。

併せて、水産用医薬品の保管状況を確認し、薬品倉庫の施錠、個数管理の方法、古い医薬品が残っている場合はその処分について指導した。（図1～4）

【成果・活用】

巡回指導により、各養殖業者とも水産用医薬品を適正に使用し、きちんと記録していることを確認した。

各養殖業者は、基本的に使用の都度必要量の医薬品を購入していたが、余った水産用医薬品を保管している場合があり、その場合は使用期間等を遵守するよう指導し、併せて古い水産用医薬品については、購入した水産用医薬品会社に相談するなどして適切に廃棄するよう指導した。

これらにより誤使用や不適正使用を防ぎ、安全性を確保することができた。

【達成度自己評価】

4：目標はほぼ達成できた（100%）



図1 水産用医薬品保管庫



図2 水産用医薬品保管状況



図3 保管庫前でのヒアリング



図4 整頓された餌保管庫